

豊橋市立鷹丘小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月改定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

◎いじめとは…

いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、
表面的・形式的に行うことなく
いじめられた児童生徒の立場に立って行う

いじめられた児童生徒の立場に立って行う

以上に示す定義を忘れず、基本方針に従い、指導していくことを忘れないようにしたい。

◎鷹丘小学校いじめへの対策として（いじめ早期発見・対応マニュアルを活用する。）

○日常の児童の様子をよく観察し、いじめのない学校を目ざす。

（アンテナを高くして児童及び保護者からの情報収集に努める。）

- ・学級指導、道徳指導を充実させ、「心」を育てる指導に力を入れる。
- ・児童との結びつきを確かにし、どんな相談にも耳を傾ける姿勢をもつ。
- ・落ち着いたまとまりのある学級づくりに努め、どんなことでも話し合える雰囲気づくりを図る。
- ・毎日の観察など、実態把握に努める。（年8回の学校生活アンケートの実施。その内、2回は親子でアンケートを実施する。）
- ・高学年の児童は、思春期特有の不安や悩みをもちやすい。アンケートや面談等から心の状態を定期的に確認し、必要に応じ、「にじの子相談室」や「ココエール」と連携を取りながら対応する。
- ・家庭訪問や保護者会など、あらゆる機会に情報を集め、また、学校だより等を用い、学校指導方針を理解してもらい、保護者の協力が得られるように努める。

2 いじめ防止対策組織について（子ども支援委員会）

いじめのささいな兆候や懸念，児童からの訴えを，特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長，教頭，教務主任，校務主任，学年主任，生徒指導主任，生活サポート主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，保健主事，道徳教育推進教師，スクールカウンセラー，教育相談員，学年生徒指導部員または学年特別支援部員で構成する。

◇「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートで，学校におけるいじめ防止対策の検証を行い，改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度はじめの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り，教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約，分析，対策の検討を行い，実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時，学校だよりやホームページ等を通して，いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合，あるいは，いじめの疑いがあるとの情報があった場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については，生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も，その後の児童の様子を見守り，継続的な指導・支援を行い，絶対に再発させない。
- ・いじめ早期発見・対応マニュアルに従い，組織的に対応していく。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防，早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。また，いじめ防止年間指導計画に沿って，いじめの防止等に関して具体的に取り組むようにする。

(1) いじめの未然防止の取り組み

ア 児童同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し，児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けたりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 学校だより等を活用し、外部の相談窓口の紹介、周知を図る。
- オ 隔週木曜授業後（主に職員会議や学年主任者会後）に、生活サポート主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーターが集まって、ミニミニ支援委員会（困っている担任がいないか、ミニ支援委員会の有無を検討）を行う。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は、対応マニュアルに沿って組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察等とも連携して行う。
- キ 児童の学校生活を送る上での困難さが大きく、本人や担任、保護者が困り感を大きく抱えている場合、ミニ支援委員会を開催し、子どもの支援・指導の方法について協議する。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、チェックリストを用いて、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

